

会 議 録

会議の名称	平成29年度第3回東大和市国民健康保険運営協議会						
日 時	平成30年1月15日（月） 午後1時15分から						
会 場	東大和市役所 会議棟 第10会議室						
出 席 者	運営協議会委員13名（欠席4名） 市長、市民部長、保険年金課長、国民健康保険広域化等 担当副参事 事務局4名 合計22名						
公 開 等 非 公 開	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="text-align: center;">会議録等の 全部</td> </tr> <tr> <td>秘密会の議決 有・<input checked="" type="radio"/></td> <td style="text-align: center;">有 ・ <input checked="" type="radio"/></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">非公開議決 一部</td> </tr> </table>		会議録等の 全部	秘密会の議決 有・ <input checked="" type="radio"/>	有 ・ <input checked="" type="radio"/>		非公開議決 一部
	会議録等の 全部						
秘密会の議決 有・ <input checked="" type="radio"/>	有 ・ <input checked="" type="radio"/>						
	非公開議決 一部						
傍 聴 人	有・ <input checked="" type="radio"/>						
会 議 次 第	<p>日程第1 東大和市国民健康保険税の税率等の改定について（諮問）</p> <p>日程第2 平成29年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について（報告）</p> <p>日程第3 その他</p>						
会議の記録	別紙会議録のとおり						
備 考							

会 長	<p>皆さん、こんにちは。あけましておめでとうございます。平成29年度第3回東大和市国民健康保険運営協議会を始めます。</p>
事 務 局	<p>＜開催についてのご挨拶＞</p> <p>それでは、次第に沿って始めます。今日の傍聴人は無しです。まず事務局から本日の出欠状況について発表をお願いします。それでは着座のまま進めさせていただきます。</p>
会 長	<p>本日の出席委員ですが、委員総数17名中、出席委員13名でございます。また、東大和市国民健康保険条例第2条に定めます各選出区分から出席がございますので、東大和市国民健康保険運営協議会規則第7条により、会議は成立しておりますので、お知らせいたします。以上です。</p>
尾 崎 市 長	<p>どうもありがとうございました。それでは、議事録署名人の指名をさせていただきます。</p> <p>＜議事録署名人を指名＞</p> <p>それではお手元にお配りしております次第によりまして、進めます。</p> <p>それでは「日程第1 東大和市国民健康保険税の税率等の改定について（諮問）」について、よろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>東大和市国民健康保険運営協議会会長殿、東大和市国民健康保険税の税率等の改定について（諮問）、このことについて東大和市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、貴協議会に別紙の事項について諮問をいたします。よろしく願いします。</p> <p>ただ今、諮問書の内容のコピーを、皆さまにお配りしております。それではこの諮問につきまして、市長からひと言ご挨拶</p>

<p>尾崎市長</p>	<p>をお願いします。よろしくお願いします。</p> <p>皆さんこんにちは。尾崎でございます。本日は大変お忙しい中、東大和市国民健康保険運営協議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、日頃から皆様には当市の国民健康保険事業にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。</p> <p>国民健康保険は、国民皆保険制度の基盤であり、市民の健康を守る重要な制度であります。しかしながら、加入者の年齢構成が高く、医療費水準が高い、また、医療費等の保険給付について、本来は保険税で賄うべき費用を、一般会計からの赤字補填の繰り入れが常態化している、という構造的な問題を抱えております。こうした問題を解決するために、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体として中心的な役割を担い、区市町村とともに制度を運営し安定化させる国民健康保険の広域化が平成30年4月から施行されます。</p> <p>これに伴い、東京都が定めました国民健康保険運営方針では、計画的に保険税を見直すことで、赤字補填の繰り入れを解消するものと示されました。そこで、国民健康保険の広域化に際し、計画的に国民健康保険税率等を見直し、赤字補填の繰り入れを解消するため、今般の平成30年度の国民健康保険税率等につきまして、審議をお願いするものでございます。市では、市民の皆様の健康を守り、東京都と一体となって国民健康保険制度を維持するために、医療費の抑制に努めてまいりますので、引き続き皆様方のお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。結びに、本日、お集りの皆様のご健勝を祈念申し上げまして、私からのご挨拶とさせていただきます。本日はありが</p>
-------------	--

<p>会 長</p>	<p>とうございます。</p> <p>どうもありがとうございました。市長は、これから公務がありますので、ここで退席されます。それでは、ただ今の諮問内容につきまして、部長からご説明をお願いいたします。</p>
<p>村 上 部 長</p>	<p>こんにちは。市民部村上でございます。それでは諮問内容につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>諮問書1枚目をおめくりください。</p> <p>1、諮問理由です。平成30年4月から実施される国民健康保険制度改革につきましては、平成25年12月に公布されました「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」により、一般会計からの赤字補填の繰り入れを含む財政上の構造的な問題の解決が図られます。また、国民健康保険法に基づき、東京都における国民健康保険運営方針が定められ、この中で計画的な国民健康保険税率の見直しにより、赤字補填の繰り入れを解消することが示されました。</p> <p>市の国民健康保険事業特別会計におきましては、一般会計からの赤字補填の繰り入れが常態化しており、国民健康保険加入者以外の市民の税金が充てられております。また、国民健康保険以外の被用者保険におきましては、平成29年度から後期高齢者支援金分の保険料が、全額、保険者の報酬水準により算定される全面総報酬割が導入されており、報酬水準の高い保険に加入している被保険者は、後期高齢者支援金の負担が増しております。これに伴い生じた公費につきましては、優先的に国民健康保険の財政補填に充てられております。このように、国民健康保険制度を維持するために、国民健康保険加入者以外の市民や、被用者保険の加入者の財源が充てられているのが現状で</p>

す。市といたしましては、被保険者の国民健康保険税の急激な増加に配慮し、国民健康保険税の急増を緩和させるために設けられた特例基金の期限となる6年間を目途に、一般会計からの赤字補填の繰り入れの解消を目指します。そのうえで、計画的に国民健康保険税の税率等の改定を行うため、平成30年度における国民健康保険の税率等について、次のとおり改定するものであります。

続きまして、2の諮問事項です。

(1)の税率等、アの基礎課税額の税率等は、所得割100分の5.64を100分の6.00に改めます。被保険者均等割は、被保険者1人について2万6500円を2万8000円に改めます。課税限度額は、52万円を54万円に改めます。

2枚目をご覧ください。

イの後期高齢者支援金等課税額の税率は、所得割100分の1.68を100分の1.78に改めます。被保険者均等割は、被保険者1人について7900円を8500円に改めます。課税限度額は、17万円を19万円に改めます。

ウの介護納付金課税額の税率は、所得割100分の1.83を100分の1.90に改めます。被保険者均等割は、被保険者1人について1万800円を1万600円に改めます。

エの平成30年度税制改正大綱に伴う対応ですが、平成29年12月22日に「平成30年度税制改正の大綱」が閣議決定され、平成30年度より、以下の通り改正される予定です。これに伴いまして、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を、54万円から58万円に改めます。5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定ですが、被保険者の数に乗すべき

<p>会 長</p> <p>岩野副参事</p>	<p>金額は、27万円を27万5千円に改めます。2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定ですが、被保険者の数に乗すべき金額は、49万円を50万円に改めます。</p> <p>「平成30年度税制改正の大綱」の閣議決定により関連法令が改定された際は、市において同様の改正を行い、基礎課税額を以下のとおり改正いたします。所得割100分の6.00を100分の5.95に改めます。課税限度額54万円を58万円に改めます。</p> <p>(2)の改定時期につきましては、平成30年4月1日から改定いたします。諮問内容の説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>どうもありがとうございました。それでは内容につきまして、事務局から資料の説明をお願いします。</p> <p>国民健康保険広域化等担当副参事の岩野と申します。よろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきます。お手元の資料ですが、「東大和市国民健康保険税の税率等の改定について」というA4の資料のご説明をさせていただくのですが、その前に、A4横の運営協議会資料をご用意いただければと存じます。表紙を1枚おめくりいただきますと、今般諮問させていただきました、国民健康保険税の現在と諮問内容の比較の一覧です。中ほどの諮問内容をご覧ください。こちらの諮問内容の率につきましては、平成30年度の税制改正大綱による課税限度額を反映した率を記載してございます。中ほどに、応能割、応益割の記載がございます。現在のところにも、応能割、応益割の率、割合は記載させていただいておりますが、この応能割、応益割は、現行と同程度となっております。それぞれ</p>
-------------------------	--

の比較は、右欄にございますので、のちほどご確認いただければと思います。よろしく申し上げます。

改めまして、「東大和市国民健康保険税の税率等の改定について」の資料をお手元にご準備ください。表紙をおめくりください。これからご説明申し上げる内容は、3ページから9ページに、詳細な説明を記載させていただいております。のちほどご覧いただければと存じます。

1ページをご覧ください。1、市が東京都に納める平成30年度国民健康保険事業費納付金です。広域化の初年度、平成30年度の納付金額は、12月に国から示されました医療給付等の推計に関する確定計数に基づき、1月に東京都から算定結果が報告されました。平成30年度の当市の納付金につきましては、25億927万7,372円です。

次に2、納付金を賄うために東京都が示しました市の標準保険料率です。市は、納付金を納めるために被保険者の皆様から保険税を徴収いたします。そのために本来必要となります保険料率を、東京都が納付金額と併せて示しますのが標準保険料率です。標準保険料率は、将来的な保険税水準の平準化を進めるための、標準的な税の負担を示すものです。市ではこの標準保険料率に、計画的に近づけていく必要があると考えております。標準保険料率の割合は、現在の当市の応能割、応益割の算定割合に合わせたものとなっております。表をご覧ください。医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の、いずれも現状との比較におきましては、所得割、均等割とも現在の市の保険税より増加した値です。介護納付金分の均等割は、減額になっておりますが、それ以外は増加した値で

す。なお、標準保険料率の算定の基となります納付金につきましては、東京都全体の医療費によって総額が決定されます。区市町村の被保険者数、所得や医療費の水準により按分されますので、標準保険料率は年度によって変動することとなります。

次に(3)の平成30年度当初課税における赤字の解消です。平成30年度の市の国民健康保険事業特別会計の予算は、平成30年度の納付金額等を踏まえ、現在の保険税率にて試算いたしましたところ、歳入、歳出の不足額が約5億8,059万円となりました。歳入、歳出の内訳は4ページに記載しておりますので、のちほどご覧いただければと存じます。東京都国民健康保険運営方針では、解消、削減すべき赤字の定義を、決算補填等目的の法定外一般会計繰入額としておりますので、この5億8059万円が、解消、削減すべき赤字となります。これを一度で解消すると仮定した場合の一人当たり国民健康保険税の改定率は、37.5%の増となりました。試算の内容は、5ページに記載しておりますので、こちらものちほどご覧ください。この赤字の解消、削減に関する市の考えであります。国民健康保険は、原則、国民健康保険法に基づく事業の財源を、公費と保険料とで賄うこととされております。同法は、この公費の負担分の割合を100分の50と定めており、残りの100分の50につきましては、保険料で充てることが本来あるべき姿です。しかし現状、市の国民健康保険事業特別会計におきまして、赤字補填の繰り入れとして、一般会計からの繰り入れが行われており、国民健康保険加入者以外の市民の市税が充てられております。平成29年度と比較いたしまして、30年度の被保険者数は減少する見込みです。広域化に際し、一度に赤

赤字補填の繰り入れを解消することは、被保険者の皆様にとりまして急激な保険税の増加となりますことから、赤字補填の繰り入れは、東京都国民健康保険運営方針に基づきまして、計画的、段階的な解消、削減に取り組む必要があるものと考えております。赤字解消、削減における市の考え方は、5ページに記載しておりますので、のちほどご覧いただければと存じます。

4、赤字を激変緩和措置の特例基金が終了する6年間で解消する案をご覧ください。広域化に際し、国は保険税を急激に上昇させないように、納付金を抑制させる激変緩和の仕組みを設けました。この仕組みのために設立された特例基金、こちらは全国で300億円規模のものですが、この激変緩和措置に活用できる基金を、国は6年間の期限としております。市では、この間に赤字の解消を目指したいと考えております。国民健康保険は、被保険者数が減少する一方で、団塊の世代の皆様が70歳に到達することにより、医療費の自己負担割合が2割となる方が増えております。こうした理由から、一人当たりの医療費は、増加する傾向がございます。一人当たり医療費の増加により、将来的に納付金が増額することを考慮いたしますと、7年目以降は特例基金が終了いたしますので、その分納付金が増額することの抑制をするものがなくなってしまいます。納付金を支払うために保険税の改定が必要となった際、赤字補填の繰り入れが解消されていない場合、納付金の増額に加え、赤字補填の繰り入れの解消分が加わりまして、保険税が急激な増額となる可能性がございます。このことから、将来的な保険税の急増を防ぐため、計画的に6年で赤字補填の繰り入れの解消を目指す必要があるものと考えております。赤字補填の繰り入れ額5

億8,059万円を6年間で解消する試算をしたところ、平成30年度に解消する赤字補填の繰り入れ額は、9,677万円。結果として平成30年度は、一般会計から4億8,382万円を赤字補填として繰り入れることとなります。その結果、平成30年度の一人当たり国民健康保険税の改定率は、6.25%の増、被保険者一人当たりの国民健康保険税の平均増加額は、年額で5451円の増となります。試算の内容は、7ページにございますので、のちほどご覧ください。なお、この試算は、被保険者数や所得、医療費水準などが納付金の算定に係る条件に変動がないことを前提としてございます。納付金額は年度ごとに決定されますことから、平成31年度以降は、毎年度の赤字補填の繰り入れ額を、解消の残り期間で割り返すことで、単年度解消額を決定してまいりたいと考えております。

5の課税限度額の引き上げです。課税限度額を引き上げることにより、高額所得者層からの保険税歳入が増加いたします。その分、保険税率等が抑制され、中間所得者層の保険税負担が軽減されます。市の現在の課税限度額は85万円です。内訳として、医療分52万円、後期高齢者支援金分17万円、介護納付金分16万円です。国民健康保険税の法定課税限度額は、平成29年度時点で89万円です。こちらの内訳は、医療分54万円、後期高齢者支援金分19万円、介護納付金分16万円です。この差を解消するため、医療分で2万円、後期高齢者支援金分で2万円、計4万円の引き上げを行いたいと考えております。なお、平成30年度からの法定課税限度額につき国は、医療分のみ4万円の引き上げを検討してございます。これが制度化された場合、同様の改定を検討いたします。平成30年度か

らの法定課税限度額との差を解消した場合、課税限度額は93万円となります。

6の応能割、応益割ですが、29年度の当初課税時におきましては、全体で応能割64.06%、応益割35.94%です。今回の国民健康保険税の改定では、全体で応能割64.27%、応益割35.73%です。現在と同程度の割合とすることで、低所得者層への配慮を行っていきたいと考えてございます。

7、保健事業の推進による市民の健康保持・増進です。市では、市民の健康保持・増進を目的とした保健事業を推進し、健康寿命を延伸する取り組みを継続いたします。市では現在、平成30年度からのデータヘルス計画を策定しておりますが、この計画に基づきまして、被保険者のレセプトデータ等の分析をすることで、糖尿病等重症化予防を中心とした保健事業を継続してまいります。新たな取り組みといたしまして、市の体育施設等を管理する指定管理者との連携により、特定健康診査受診者等を対象とした健康保持・増進に資する事業を検討してまいります。市民の皆様が健康な毎日を過ごしていただくことは、将来的な医療費の抑制を目指すものとなります。これらの健康保持・増進に資する市の取り組みは、保険者努力支援の交付金の対象となりますので、保険税の軽減に寄与することとなります。保健事業の推進は、8ページにございますので、のちほどご覧ください。

8、今後のスケジュールです。1月29日開催の運営協議会にて、今般の諮問についてご答申をいただく予定です。2月16日開催予定の運営協議会におきまして、平成30年度の国民健康保険事業特別会計の予算の見込み等につきまして、ご説明

申し上げる予定でございます。

10ページをお開きください。この度ご説明いたしました国民健康保険税の改定の内容を、一覧にまとめたものです。こちらはのちほどご確認ください。

縦長のA3版を横にして折り込んだものをご覧ください。国民健康保険税の改定案の現行と、平成30年度の税制改正大綱を反映いたしました税率を、モデルケースの世帯別、総所得階層別の比較表です。こちらを参考として添付してございます。縦長にしてご覧いただければと思います。上段が今般諮問させていただきます改定案です。中段が現行の制度、下段が改定案と現行制度の比較を表したものとなっております。

その1、70歳単身世帯、年金収入のみで試算した表です。最下段の、改定と現行の差額の表をご覧ください。現行の保険税との差額および増加率を記載しております。右端の欄に合計がございますが、一番上の所得無しの方の場合、現行との差額は、年額で700円増、増加率は、6.9%増です。一番下の総所得額階層の700万円以上の欄をご覧ください。右端の欄の合計ですが、現行との差額は、年額で2万9,500円増、増加率は、5.6%増です。1枚おめくりください。

その2、70歳夫婦世帯、夫の年金収入のみ、妻の収入なしで試算した表です。最下段の、改定と現行の差額の表をご覧ください。右端の欄の合計ですが、一番上の所得なしの方の場合、現行との差額で、年額で1,300円増、増加率は、6.3%増です。一番下の総所得額階層の700万円以上の欄をご覧ください。右端の欄の合計ですが、現行との差額は、年額で3万1,600円増、増加率は、5.7%増です。

<p>会 長</p>	<p>1枚おめくりいただきまして、その3をご覧ください。その3、40歳夫婦、お子さんふたりの4人世帯、夫の給与収入のみで試算した表です。最下段の、改定と現行の差額の表をご覧ください。右端の欄に合計がございますが、一番上の所得なしの方の場合、現行との差額は、年額で2,500円増、増加率は、5.3%増です。総所得階層の700万円以上の欄をご覧ください。右端の欄の合計ですが、現行との差額は、年額で4万100円増、増加率は、5.2%増です。</p> <p>10ページをご覧ください。国民健康保険税の改定の概要、(1)国民健康保険税率等の改定内容ですが、改定の欄、平成30年度の欄をご覧ください。基礎課税額100分の5.95ですが、諮問内容は、100分の6.0です。同じく諮問内容として、平成30年度の税制改正大綱により、課税限度額の引き上げや、税率改定が行われる予定です。この30年度の税制改正大綱後の法定課税限度額を見直したのちの率を記載させていただいております。資料として紛らわしいものとなってしまつて誠に申し訳ございません。先ほどのモデルケースも、この5.95で算定させていただいたものですので、改めて説明申し上げます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>ほかの資料として、東京都が定めました国民健康保険運営方針の概要版を配布させていただいております。のちほどご覧ください。諮問させていただきました平成30年度におけます国民健康保険税の改定につきまして、ご理解を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。説明は、以上でございます。</p> <p>どうもありがとうございました。大変内容が濃いものだと思います。部長、課長から補足説明はございますか。大丈夫で</p>
------------	---

<p>委員</p>	<p>すか。それでは委員の皆さんからご質問、保険税の改定等についてお考えをお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。</p> <p>今回行われている国保広域化は、国民健康保険が始まって以来の大きな改革で、国が本腰を入れて、これまで課題とされてきました一般会計からの赤字補填の繰り入れを解消しようというものです。今回の諮問の内容は、被保険者の方々にとりましては、負担の増となるものではありませんけれども、本来保険税で賄うべきところに、赤字補填のために一般会計から国保加入者以外の皆様の市税が投入され続けていることは、やはり問題であると考えます。現在、被用者保険の皆様からも、全面総報酬割の導入により、負担の影響を受けている方が多くおられますので、このまま無策でいるわけにはいかないと考えています。市では単に保険税を上げるだけでなく、医療費の抑制にも積極的に取り組んでおります。また、かねて私も提議して参りましたが、所得の低い方への配慮、応能と応益の割合につきましても、現状維持とされております。そのうえで、赤字を解消しようと努力をしていくわけですから、私といたしましては、今回の諮問内容には異存ございませんので、賛成ということで、このような方向でお願いしたいと思っております。</p>
<p>会長</p>	<p>ご意見ありがとうございました。ほかにご意見はございますか。</p>
<p>委員</p>	<p>この案は、保険料収入、いわゆる入りの増加。先ほど委員のご意見にもありましたが、市で、支出抑制につながるような施策が協議されております。実際今、特定健診、特定保健指導が保険者の努力義務という形ではありますが、そのあたりの強化はどのようにお考えですか。</p>

<p>岩野副参事</p>	<p>資料から説明させていただきましたが、新たな取り組みは、特定健康診査、特定保健指導の受診の向上を狙っているものもごございます。具体的な内容は、検討段階ではありますが、指定管理者によって運営されている市民体育館のトレーニング室ですとか、当日参加型の健康教室の1回無料体験券を、特定健康診査を受診された方、特定保健指導を受診された方に差し上げて、これを活用していただくことで、更に健康保持・促進を図っていただきたいと考えてございます。こちらを事前に周知することによりまして、特定健診の受診率の向上を図っていきたいと考えてございます。</p>
<p>越中課長</p>	<p>今のご質問に対しての補足になります。これまでも行っております様々な保健事業、こちら受診率、参加者の増を目指す取り組み、一層のPRも含め、参加者が上がっている他市の先進的な取り組み等を段階的に取り入れまして、健康診査、健康指導の受診率等を上げてまいりたいと考えてございます。以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>ほかにごございますか。 東大和市ではなく、近隣の市町村はどれくらいの税率でどれくらいの保険料ですか。東京都が出している標準の保険料率と、当市の現状は、乖離がありますが、ほかの市はどうですか。一番興味のあるところだと思います。ほかと比べて東大和市は安いのか高いのか、生活する人にとっては気になる場所だと思います。</p>
<p>越中課長</p>	<p>現状東大和市は、26市の中では、真ん中より下のほうにいると考えてございます。また先ほどございました応能、応益の割合、こちらについて東大和市は低所得者に配慮した率を取っ</p>

<p>会 長</p>	<p>てございます。これを維持したまま、今回の標準保険料率に近づけますと、東大和市はこのような改定率が出ております。今年度の分に関して、改定後の金額は、突出して上がるものではないと考えてございますが、他市の状況、他の自治体の改定の状況が、現在掴めていません。予定段階は掴んでいますが、若干差異がありそうです。きちんと他市、他自治体の状況を掴めましたら、委員の皆様にはご報告、資料を提供という形を取らせていただけないかと考えてございます。</p> <p>よろしいですか。来年度になっても結構ですから、例えば収納率も含めて、他市と比べておよそ当市がどのくらい努力しているかなど、大事なことだと思います。よろしく願います。他に何かございせんか。よろしいですか。なければ、質問を終了とさせていただきたいと思います。それではこのことにつきましては、終了させていただきたいと思います。今日のこの短時間では、内容をご覧になることができないと思いますので、持ち帰っていただき、皆様方にはご予定させていただいている29日に、最終審議ということで、諮問内容についての答申を固めたいと思います。皆様方から承認が得られれば、29日の会議終了後、市長に答申する予定です。2週間ほど、皆様方の審議する期間がございますので、ぜひよろしく願いたいと思います。それではこれについては終了とさせていただきたいと思います。</p> <p>次に「日程第2 平成29年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>越中課長</p>	<p>改めまして、保険年金課長の越中でございます。よろしくお</p>

願いたします。「日程第2 平成29年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」につきまして、ご報告させていただきます。資料の2ページ目、平成29年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）歳入歳出集計表をご覧ください。平成29年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）です。職員の人事異動等に伴いまして、職員人件費の減額、並びに国民健康保険税の還付金の増額によりまして、予算の補正が必要となったものでございます。内容についてご説明申し上げます。補正額ですが、表の一番下の欄にございますように、歳入歳出、それぞれ119万円増となっております。左側の歳入ですが、第8款の繰入金につき、人事異動等によります職員人件費に係る繰入金の減額、並びに不足する財源を補填いたしますその他の繰入金の増額に伴い、119万円増額したものです。次に右側の歳出です。第1款、総務費は、職員の人事異動によります職員人件費の減額に伴い、101万円を減額したものです。第10款の諸支出金は、国民健康保険から社会保険等へ遡って移動された方の従前お支払いをいただいております、国民健康保険税の還付金が発生いたしますが、今年度につきましては、対象となります被保険者の方が大変多く、国民健康保険還付金に不足が生じたことに伴いまして、220万円を増額したものでございます。以上のように、補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ108億7,806万円となるものでございます。なお、この補正予算（第2号）につきましては、昨年12月に開催されました平成29年第4回市議会定例会の初日に提案をさせていただき、議決いただいております。以上でございます。よろしくお願

<p>会 長</p>	<p>申し上げます。</p> <p>どうもありがとうございました。それではこのことにつきまして、皆様方、ご意見ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。なければ、「日程第2 平成29年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてを終了とさせていただきます。最後に「日程第3 その他」として、皆様方並びに事務局から何かございますでしょうか。</p>
<p>越中課長</p>	<p>それでは「日程第3 その他」ということでございます。本日まで資料としてお示しすることができてございませんが、現在平成30年度からのデータヘルス計画、及び特定健康診査等実施計画を策定中でございます。もう少々お時間をいただきまして、今後の本会にて、委員の皆様方にご意見をいただければと存じます。私からの報告は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。ほかに大丈夫ですか。それでは皆様よろしいでしょうか。ありがとうございます。短時間で皆様、集中審議ありがとうございました。次回までに、皆様資料をご覧になっていただき、答申を作りたいと思います。そのため、意見がありましたら、事前に事務局に伝えていただきたいと思っております。ご意見等をいただきながら答申を仕上げたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。それではこれをもちまして、私の議事進行は終了とさせていただきます。ありがとうございました。</p>
<p>越中課長</p>	<p>本日は、ご審議ありがとうございました。29日の答申よろしくをお願いいたします。ありがとうございました。</p>
<p>会 長</p>	<p>どうもありがとうございました。</p>